

伊豆七島嶋方会所について

松尾涼

の生活物資の購入についても独占していた幕府管理の専売機関であった。この機関は、幕末まで存続し、明治維新後も、維新政府より承認を得て三井家によって江戸時代とほぼ同様の制度で継続された。

江戸時代、大島・利島・新島・式根島・神津島・三宅島・御蔵島・八丈島・八丈小島・青ヶ島の十島は、伊豆国附島々として江戸幕府の代官支配が行なわれていた。これらの島は、一般に伊豆七島と呼ばれているが、これは、八丈小島・青ヶ島の二島が八丈島の属島、式根島（明治中期まで無人島）が新島の属島とされていたことによるのである。

さて、本稿は、寛政八年、江戸幕府の伊豆代官三河口太忠輝島によって創設された伊豆七島嶋方会所について検討するものである。

伊豆七島嶋方会所は、正式には「伊豆国附島々産物交易会所」、または、単に「島方会所」・「島会所」ともいわれ、寛政八年の創設以降、伊豆諸島の産物を強制的独占的に販売し、かつ島民

この島方会所について、古くは、宮本又次氏が、京都大学文学部蔵写本「伊豆七島干魚鯉節売捌問屋記録」によって「伊豆七島嶋方会所」を発表され、島方会所の概略を紹介された。さらに宮本氏は、京都大学経済学部蔵「島方会所御取締儀申上候書付」等の史料に拠って「再び伊豆七島嶋方会所に就きて」³⁾を発表され、島方会所の運営・組織について先の研究を補足された。その後は伊藤好一氏が、伊豆諸島各地の史料をもとに、江戸地廻り経済との関連から島方会所について考究されており、また西垣晴次氏は伊豆諸島の産業・産物と関連して島方会所について言及されている⁴⁾。

以上の各氏の御研究によって、島方会所の概略、島方会所と

伊豆諸島との關係はほぼ明きらかにされてきているが、未だ不十分な面も多く残されている。

本稿は、右の御研究に導かれて、三井文庫所蔵三井家記録文書の中の、島方会所關係の史料を用いて従來の研究を補足するとともに、島方会所の頭取の一員であった三井家の存在について考察を加え、近世三井家の幕府御用請負の一端を明きらかにせんとするものである。

二

伊豆諸島は、江戸時代を通じて幕領であり、代官による支配が行なわれていた。

「八丈島小島青ヶ島年代記」⁽⁵⁾によれば、寛文九年以前は代官が八丈島に在島し、諸島を支配していたが、寛文九年、伊奈兵右衛門が豆州代官として島々を支配することとなり、島には代官手代が在島して支配した。さらに享保十一年からは島の地役人が「島方諸事」の取締にあたることになった。

伊豆諸島の状況は、宝曆三年十二月の「伊豆七島調書」⁽⁶⁾によれば、諸島の人口は、男四千九百五十五人、女五千七百四十人、外に流人の男百六十九人、女三十五人である。島々から納めていた年貢は、大島・新島・利島・神津島・三宅島・御蔵島の六島合わせて金百一兩一分と永六百二十五文、八丈島・八

丈小島・青ヶ島の三島からは年々、袖六百三十五反が年貢として納められていた。なお八丈島など三島から幕府へ納められた八丈紬は、將軍より諸大名への賜物として多く用いられていた。また大島など六島から納める年貢金は各島から江戸などに出荷した産物の代金の一部があてられていた。

島々の産業は貧弱で、生産力は低かった。各島の地質は農業に適さず、「伊豆七島調書」によれば、田は利島・八丈島に少々、畑は各島に少々ずつあったが、生産は少なく、島民の衣食にも不足していた。大島・新島・利島・神津島・御蔵島の五島には年々合せて米六十石四斗六升の御救米が支給されていた。

八丈島・八丈小島・青ヶ島の三島でも、風・水・旱害などによってすぐに飢饉になるような食糧事情であった。八丈島など三島については、寛文九年五月に老中から豆州代官伊奈兵右衛門へ宛てた条々⁽⁷⁾によって、年々幕府から島民へ、米・織木綿・銅が支給されたことが知られるが、鍋の支給については「伊豆七島調書」には「鍋釜四百二十三、隔年に御買上にて被下置候、惣百姓割賦仕り、代り織物にて翌年返納仕候、」とあり、鍋支給が無償ではなく、八丈紬による返納が行なわれ、「拝借」の一種であったことがわかる。

島の産物については西垣晴次氏の「伊豆諸島の産物」に詳しいが、大島では薪などの林産物や、乾魚・鯉節などの海産物、利島では椿油、新島では乾魚などの海産物、神津島では海産物

三宅島では薪などの林産物、鯉節などの海産物、御蔵島では黄楊木、八丈島・八丈小島・青ヶ島では黄八丈と呼ばれる袖を上げることが出来るよう。このような産業を持っていた島々の生活の状態について、「伊豆七島調査」には「八丈島の儀ハ御用船式艘共に老ヶ年一度宛之外渡海無御座候、外島六島ハ江戸へ折々廻船往来仕候、右之内大島・新島ハ毎月廻船往来仕候に付、島柄大概に御座候、外島ハ何れも困窮に御座候、」とあり、大島・新島は廻船の往来が毎月あつて島の産物の出荷、生活物資の買入れが出来、生活の状態も悪くないが、ほかの島々は廻船の往来が稀で、産物の出荷などが思うようにできず、離島という地理的条件によつて生活状態が悪いことがわかる。

「八丈島小島青ヶ島年代記」によれば、この三島はしばしば風・水・旱害にみまわれている。江戸時代に入つてすぐ、慶長九年には津波によつて作物の損失があり、その後も餓死人が出るほどの大きな災害だけを取り上げては少くない。元禄四年から六年までの三ヶ年間、八丈小島で鼠が作物や草木を喰荒して島民の過半が餓死、八丈島では元禄十三年の不作、同十四年の風損によつて六百人余が餓死、正徳元年には疱瘡の流行と不作によつて三百人余が餓死、寛延元年、二年にも旱魃と大風によつて不作となり、百人余が餓死、明和五年にも大風によつて収穫皆無となり、翌六年にわたつて四百人余が餓死するなどの大災害がある。これ以外にも飢饉に近い状況に陥つた災害は数多か

つた。数百人にのぼる多数の餓死者が出るのは、先述の如く、島の産業の乏しき、食糧生産力の低さ、さらに離島という条件によつて応急策がとれなかつたことであつた。

島々の支配者である幕府は、このような飢饉に対して、救米金・拝借米金による賑救を行なうなどの応急策をとつているほかに、恒久的対策として食糧増産のために享保年間芋藪栽培を奨励し、薩摩芋種を支給している。明和八年以降には、拝借金返納金の一部を穀物買入れにあつて困窮を行なわせ、返納金の一部を積立てて利倍貸付をして、その利金を島へ助成する策が行なわれた。また明和八年には、島方が困窮する原因は人口が多すぎるためであるとして、男八十一人が本土に出百姓となつて渡るなどの人減し策も行なつている。これらの策は、飢饉対策であつて島民の生活改善を計つたものではないが、明和八年の飢饉対策の実施以後、八丈島など三島で餓死者が出ていないことからみて、これらの幕府の対策は一応成功したのである。

さて、島の経済は、島の産物を江戸に出荷し、その販売代金で年貢を納め、穀物などの生活物資を買入れることによつて成り立っていた。「伊豆七島調査」には、島々から江戸へ出荷されていた産物として、大島から薪・管織・干魚・鯉節、新島から薪・干魚・鯉節、神津島から薪・海苔、三宅島・利島・御蔵島から薪、八丈島・八丈小島・青ヶ島から八丈袖が上げられて

いる。「伊豆七島調査」には記されていないが、利島の椿油、御蔵島の黄楊木も重要な出荷品であった。

これらの島の産物は、島の廻船によって江戸に出荷されたがそれらの品を江戸で荷請し、流通機構にのせていたのが島問屋であった。

島問屋は島方に対して、仕入金の前貸し、年貢金の立替、廻船・漁船の建造費・修理費の用立てなどを行ない、その代りに島の産物を独占集荷し、島民の生活物資の調達を独占していた。宮本又次氏の引用されている寛政九年六月の江戸千魚鯉節問屋より三河口太忠役所への歎願書にも、「伊豆国附七嶋之内大嶋、利嶋、新嶋并同枝口若江村、神津島、三宅島、右嶋々魚漁荷物前々より引受来候問屋共三拾一人惣代行事七人之者共申上候、右嶋々儀者先年より魚漁荷物私共引請、嶋々困窮飢渴に及び候節は、扶食貢金を遣し、漁職、漁舟、廻船仕入金并御上納金差支之節も用立置、依之魚漁荷物之儀は永久私共江可差送旨時々村役人百姓物連印証文取立、魚漁荷物引請求渡世仕候」とある。また伊藤好一氏がいわれるように、寛延四年江戸四日市町の村田彦兵衛を「新島諸買物所」として、新島々民の必要とする物資を彦兵衛方からだけ買入れることを約束したのは、不漁による困窮を切りぬけるために金百両を彦兵衛から借用した際の条件であった。明和五年、新島の産物を伊勢屋権兵衛外十六人の問屋以外へ売り渡さぬことを約束したのも、困窮のた

め金百両を借用した際の条件であった。島問屋の大島屋・島屋が御蔵島の産物の独占集荷、島民の生活物資の独占調達を行っていたのも御蔵島の廻船の新造費用を問屋が貸付けたことによるものであった。このように島問屋は資金の貸付などによって島の経済を掌握していたが、経済面ばかりではなく島内の争い事について仲介者としての活動もしている。安永六年、八丈島の中之郷と櫻立村が村境について争論し、訴訟に持ち込まれた際、天明二年に至って島問屋の大島屋庄右衛門、八丈屋六右衛門らが扱人となって両村を調停し、訴訟を取り下げさせ、和談させている。¹⁾このことは、島問屋が商業行為によって島と結びついているだけでなく、その経済的支配によって島社会の指導までも行なう存在であったことを示すものである。

このような島方と島問屋の密接な結びつきに対して、島問屋の独占を排除し、幕府の手で島産物を専売するために設立されたのが島方会所であったが、すでに会所設立以前より、幕府は島問屋の独占集荷体制を排除し、専売策をとうろうとしている。

例えば島民の生活物資の調達について、明和七年閏六月、豆州代官江川太郎左衛門役所が八丈島・八丈小島・青ヶ島に出した布達に、「八丈島・小島・青ヶ島共金錢通用無之場所ニ候得共、以来端物売払代金、我等役所ニ而相札、嶋方之者共望之品々、布、木綿糸、綿ニ至迄相調遣シ、殘金有之候ハ、米麦或ハ雜穀相調相渡、金銀錢ハ嶋方江遣申間數旨被渡候、²⁾」とあ

るように、これ以後八丈島など三島々民が必要とする生活物資は、反物売代金をもって代官所が購入し、島民に供給することになり、生活物資調達に関する代官所＝幕府の統制がなされたのである。この代官所の布達は、明和期の三島の大飢饉に関連して発布されたものと考えられ、他の島々は従来通り島問屋との取引が行なわれていた。

また、天明期には、島の産物の幕府の独占＝専売のため、八丈島荷物会所を設立している。

八丈島荷物会所について詳細は不明であるが、「御府内備考」には天明三年十二月、浅草平右衛門町の大川通の幅五間三尺、長拾七間三尺の地を「八丈島物揚場」とし、河岸会所を置いたとある。この河岸会所が八丈島荷物会所と考えられるが伊藤好一氏の研究によれば、八丈島荷物会所は、島産物の販売を島問屋の独占から解放し、島民の自由販売とし、さらに大島などの島々の江戸へ積送る産物のすべてを八丈島（荷物会所力）へ送ることを命じたものであった。これに対して、島問屋と島方は共に強く反対し、幕府もその反対によって天明六年三月、島々から出荷する荷高の二〇％を八丈島へ送り、「ためし売」とし、残りの荷は従来の江戸の引請問屋へ積送り、島産物の売上代金一両につき銀一匁の冥加金を島方より幕府に上納することに改めた。

このように七島産物全体の専売の計画は不完全なものとなっ

たが、この政策は、田沼期の専売政策の一つとして実施されたものであり、天明五年に、輸出海産物＝俵物を長崎会所（俵物会所）による直仕入制として、それまで俵物の独占集荷権を持っていた長崎一手請方問屋を排除した政策と共通する幕府の専売政策である。このことは両者ともに、従来問屋が持っていた独占集荷権を幕府が握ろうとしたことから明きらかである。

この八丈島荷物会所は同じく田沼期に設立された明鑾会所、石灰会所などとともに田沼失脚によって廃止され、二割のためし売や冥加金上納も廃止され、島産物は以前の島問屋による独占集荷体制に戻ったのであった。

八丈島荷物会所設置によって島問屋が困窮したことについては、天明七年、田沼意次が処罰された時に作られた二十六ヶ条の擬文「田沼主殿頭殿江被仰渡之趣」の中に「八丈島産物之義は、多年問屋有之、年々前金差遣、所々にて数人渡世仕来、然処、此度上より新規御買上之御役所相立候、依之、是迄の間屋共より、差出置候前金、皆損亡に相成、家業に放れ、困窮に及候、其上以後は、御役人之働にて、定而長崎にて、唐船荷物買上同様に、下直に可相成事、如指掌中候、江戸問屋共之家業を御奪被遊候、惣而人々之家業を權威以奪候は、乱世之甚可相成事」とあることからもうかがわれ、当時の人々が田沼政治を強く批判していたことが知られるとともに、島問屋に同情していたことがわかるのである。

田沼期、八丈島荷物会所によって、島々の産物を幕府が専売することは短期間、かつ不完全な状態で失敗に終わったが、寛政期に入り、幕府は再び島々の産物の専売を計画し、伊豆代官三河口太忠輝昌を中心にして島方会所が設立され、専売を実施した。

島方会所の設立事情については、二、三の史料があるが、島方会所頭取三井八郎右衛門の名代池田惣三郎と北岡文兵衛が、天保九年四月、京へ上った時に持参した記録には次の様にある。

一、伊豆国附七島之儀、八丈反物始、薪、干魚、鯉節其外山海之諸産物、古来々廻船積之上、夫々問屋向江直応対ニ而交易仕来候処、出島役人并船頭之者、国地問屋と馴合、不正之取斗方多く、其上産物代金諸向大金滞等ニ而、小前者一同困窮ニ差迫、不穩候ニ付、寛政七卯年御代官三河口太仲様御廻島之上、追々御吟味在之、島々為御救、同八辰年重き御趣意を以御改正被仰出、島々産物会所御取建、都而御直捌ニ被仰付候間、是迄之間屋向御取放しニ相成候ニ付、町会所御用達松沢孫八様会所頭取ニ被仰付、勤中式人扶持被下置候

また、宮本又次氏が引用された「島方会所御取締之儀申上候書付」⁽¹⁹⁾には、

会所起立之儀、島々船頭并出府人、国地問屋共より馴合、不正之取斗ひ有之、在島小前之もの追々及困窮、其頃、大伝馬町住居元世話役庄次郎発願に而密々入御届に、寛政度御改正相成、依而は同人手筋を以、松沢孫八事宗八郎江引合、御仕方立等委細申上、同人町会所御用達相励候故、同所引格に而町会所御用達に当りて頭取と唱へ、

とあり、両史料とも、会所設立は、島の産物を江戸に輸送する船頭・島の役人が、江戸の島問屋と馴合い、不正を行なつて、島民を困窮させていたので、その不正を除き、島民を困窮から救うために会所が設立されたと記している。

先に掲げた史料に、大伝馬町住居の庄次郎が、島会所設立を発願したとあつたが、国立国会図書館蔵「島会所濫觴」には次の様にある。

一、鉄砲洲十軒町へ島方御会所被相立候起りハ、寛政年中、田村玄長様島々御渡海被遊、諸菓草木御植付被成候時節、櫛屋平六、伊勢屋庄次郎ト申者、玄長様御供分ニ罷成、豆州島々へ相渡り、風土産業不及申、夫食扠底ノ儀迄委ク見届ケ右平六、庄次郎ヨリ申上候テ、御勘定御奉行柳生主膳正様御掛リニテ、七島へ御手入有之、

この史料には、島方会所設立を幕府勘定所へ具申したのは庄

次郎一人ではなく、櫛屋平六という者と一緒であったと記されている。また、「島会所濫觴」は、「櫛屋平六儀ハ豆州波浮湊取立、同所ニテ作り取、同所百姓ニ相成候、伊勢屋庄次郎儀は御会所附旅人宿ニ罷成候」と記している。さらに、寛政八年四月、三河口太忠役所より島々への「申渡」の中に、「会所地面内ニ住居いたし候伊勢屋庄次郎方、島々定宿申付候間、」とあり、伊勢屋庄次郎が島方会所設立に密接な関係をもっていたことはほぼ間違いないことであろう。櫛屋平六については、他に史料が見当たらないが、大島の波浮湊が築港され、その為⁽⁸⁾に大島に流入を送らなくなったのが寛政十一年十一月のことであり、「島会所濫觴」の「櫛屋平六儀ハ、豆州波浮湊取立」と时期的に近いことは指摘できる。

島方会所が、困窮状態にあった島民の救済を目的として設立されたことは、会所の仕法からも十分うかがえる。

寛政八年四月、三河口太忠役所より島々へ布達された島方会所の仕法十四ヶ条⁽⁹⁾の中から主なものを左に掲げる。

一、此度島々困窮為御救、産物直段引上ケ候様との御趣意を以、江戸鉄炮洲拾軒町江会所相建、右之場所ニおゐて、島方交易之儀一式取扱、是迄之通島々直売買差留被仰渡候、

(下略)

一、産物之儀は、不残会所江引取、其時之町方入札触いたし、売捌代金は会所江取立、買入物等之儀も、会所ニ而直段を

糺候上買入相渡し、聊之品たりとも島方直売買堅不相成筈得其意可申、尤払代金之買物代其外渡方之分引之、残金之分正金ニ而渡遣候、

一、織物売捌方之儀、前条之通其時之町方入札触出シ、直段相当之節は売払、格別下直段、亦是買入無之節は就又得と吟味之上、売捌候積り之処、夫迄江戸滞船致候而は、費用も多、其上島方ニ而も夫食差支難儀可致哉ニ付、右躰之節は外落札直段見、平均を以会所江御買上ニ相成り候積リニ候

一、出国之者共江戸逗留中は、銘々勝手次第ニ旅宿いたし来り候処、已来は会所地面ニ住居いたし候伊勢屋庄治郎方島々定宿申付候間、逗留中は右之者方ニ罷在、是迄之通銘々勝手ニ宿ヲ取候儀は堅ク不相成候、

一、島方交易之儀、以来は江戸表会所限り、他所ニ而は仮令聊之品たりとも、堅ク売買不相成段、諸国浦々江も御触流し有之間可得其意候

一、夫食穀物之儀、産物売払右代金ヲ以買入候而は、其時々之相場ニ而買調候儀ニ付、甚高直ニ成事も可有之哉ニ付、以来は老ケ年五百兩宛取替金ヲ以、相場下直之節を見合買入置、島々人別ニ割合石数取極、時々之相場何程高直ニ候共、右ニ不拘買直段ヲ以可渡遣候

右の「申渡」を島々に布達したが、その最後に「聊ニ而も費

用を省き、諸事正路ニ取斗得は困敷も相増、急難取統之手段專一ニ心掛可申、」とあり、右に上げた「申渡」の箇条とともにこの会所設立が「島々困窮為御救」、すなわち島々の飢饉対策であることを明きらかにしている。その反面、交易を会所に限定し、江戸の会所以外での交易を一切禁止し、抜荷防止の為に島民の江戸での旅宿を定め、また島民の江戸出府の際の飯料・雑用銀を公定し、島々が会所以外から金を借りることも禁止するなど、島民を強く拘束するものでもあった。

会所の仕法、すなわち島方会所による専売制度は、先に上げた史料からもわかるように、島々の産物の販売、生活物資の購入はすべて会所を通して行ない、島方の者は取引に立会うだけで、産物売捌に直接関係させない制度であった。これによって従来、島方を経済的に支配してきた島問屋を取引から排除し、島方経済を幕府の管理下に置いたものであった。この会所は、明和期の八丈島など三島に対して行なわれた生活物資購入に関する江川役所の統制、天明期の八丈島荷物会所設立の両策を合わせ、伊豆七島全体に拡大して実施したものと言うことができよう。

島方会所設立に対して、従来の経済的利権を奪われる島問屋たちは、先の八丈島荷物会所設立反対と同様強く反対したことは当然のことである。

宮本又次氏の研究によれば、島の干魚・鯉節の江戸荷請問屋

三十一人が、寛政八年四月、三河口太忠役所に提出した証文に、「是迄島方江貸金候仕入金等其外夥敷御座候付、問屋株御取放に相成候而は銘々家業に離取統方無之候而難儀仕候間、右貸置候金銀返済被仰付候共、又は是迄之通売捌被仰付候共、何れ私共渡世に相成候様に御慈悲奉願上候」とあり、その困却ぶりがうかがえる。また伊藤好一氏も、会所設立について、島問屋および島方が反対したことを詳述されている。島方が会所設立を反対したのは、交易地を江戸に限定されては、種々の難儀があることなどからであった。幕府は、これらの反対に対して、島問屋らの島方への貸金は幕府が取調べた上で済方を申付けをその時の落札値段で買入れる権利を与えたのみで、取引に関する会所の独占を崩さず、島問屋・島方の反対を抑えたのである。

さて、寛政八年という時点に、この島方会所を幕府が設立したのは如何なる理由からであろうか。伊藤好一氏は、この時点江戸における商品の集荷は、商品別の問屋によってなされ、島問屋のごとく特定の生産地を対象として多種類の商品を非合理的組織で集荷することに対して、江戸の問屋が会所設立へ動いたことが背後にあったのではないかと述べられ、設立後間もなく、会所の経営の主導権が一部の大呉服問屋に握られてしまったことをその根拠にされている。これについて筆者は、江戸の

問屋たちの動きによって島方と密接な関係にある島問屋を排除し、会所による島産物の専売を行なうことが幕府にとってどれだけの利益になったのかと考えると、この伊藤氏の見解に賛同することができない。

伊藤氏の言われる一部の大呉服問屋とは、後に会所頭取となつた三井越後屋や白木屋を指すものであろうが、伊藤氏が説かれるように、当時、商品別の問屋による集荷の傾向にあるのなら、三井越後屋、白木屋という呉服商人が、八丈袖以外にも、多くの種類の産物を取扱うこの会所設立の背後にあつたと考えることはできないのではないだろうか。また、後述の如く三井家は、会所設立前の寛政七年、八丈反物部門の会所頭取就任を幕府が内々指示していたにもかかわらず、約二年間頭取就任を断わっていた。このことを如何に考えたらよいであろうか。

幕府が当時の大商人である松沢氏や、三井家に会所の経営を任せしたのは、彼らの資本力を幕府が利用せんとしたためで、寛政改革において勘定所御用達の資本を利用して米価・諸物価の安定を計つたことと通ずるものであつて、勘定所御用達と、この会所頭取は共に、寛政期の幕府の商業資本利用策であつたと考えられるのである。

寛政八年に会所を設立したのは、島問屋の島方経済の独占支配を排し、これまでたび／＼飢饉に陥つた島の困窮状況を救済

するためであつたと考えられるのである。寛政六年、御蔵島との取引を独占していた島問屋がその取引のルーズさから処罰されたが、この事件が幕府に島問屋の島方経済の支配の実態を認識させ、幕府を、会所設立へ向かわせた直接の原因ではないだろうか。

四

このように島方会所は幕府の専売機関として設立されたが、設立とともに頭取に任命されたのは、島方とはそれまで無縁であつた松沢孫八であつた。

松沢孫八は、竹内誠氏の「寛政改革と勘定所御用達の成立」によれば、江戸本石町三丁目に大坂屋の屋号をもつて店を開いていた蠟油問屋で、幕府の油御用をもつとめていた商人であつた。天明八年、幕府が米穀相場の安定、諸物価調節などのために任命した勘定所御用達七名の一員で、江戸で有数の富裕な商人であつた。

幕府がこの松沢孫八を島方会所頭取に任命したのは島方会所の運営資金を出金させるためであつた。三井八郎右衛門が松沢氏に加えて頭取に任命された時、三井家側で頭取の仕事を調べたものに、松沢氏は少ない月でも金五・六百両、多い月は金千両余を会所の運営のために立替えているとあり、松沢きらかで

氏の資本力を幕府が利用するために会所頭取に任じたことは明
ある。

会所設立後の寛政九年六月二十日、幕府は松沢氏に加えて越
後屋（三井）八郎右衛門を会所頭取に任命した。

越後屋¹¹三井家は江戸時代、鴻池家と並ぶ大商人であること
は言うまでもない。三井家は、大坂御為替をはじめ、幾多の幕
府御用を請負い、幕府と密接な結びつきを持っていた商人であ
る。

島方会所頭取を命じられた越後屋八郎右衛門は、三井家の代
表的店名前（店の名義人）で、呉服店系の本店一卷を統轄する
店名前である。当時の八郎右衛門は、三井十一家の惣領家であ
る北家の第六代高祐であった。八郎右衛門を含め、三井同族の
多くは京住居であったが、幕府は「江戸店引受候者相心得、御
用向差支無之様松沢孫八同様可相勤」と命じ、八郎右衛門が京
住居のまま会所頭取をつとめ、実務は江戸の越後屋支配人の中
から出る頭取名代が行なうことを認めている。

この三井家への会所頭取任命は、表面上は「御用多ニ付」と
いうことであったが、幕府の真のねらいは、三井家の資本力を
利用して会所の運営資金を拡大することにあつたと考えられ
る。三井家においてもそのところを察知していたと思われる。

三井家が会所頭取を命ぜられた直後の寛政九年六月二十九日、
江戸本店（越後屋呉服店）支配人らが京都に出した書状には次

の様に記されている。長文の書状であるので主な部分を抄出し
ておく。

伊豆国付七島産物着船否不残鉄炮洲御会所江御上させ、右於
御会所入れ相済次第代金請取、無滞船直様致出帆候御仕法ニ
有之候、然ニ右産物致落札候間屋、夫々引取候得とも代金直
ニ致上納候者ハ稀ニ有之、又滞船致候而者島方之難儀ニ候故、
右落札代金問屋ハ相納候迄之内、頭取ニ建替申候儀、此処第
一之奉公ニ有之、（中略）

（右等不残是迄松沢氏立替相勤申候、凡一ヶ月ニ無少月者五六
百両、金高之船參候節ハ千両其れ立替被申候、右ハ雜物斗
ニ而八丈反物ハ無之候、当年ノ反物籠候ハ、定而大金之建替ニ
相成可申哉、此段難斗奉存候、

此度八郎右衛門様江被仰付候ハ、八丈反物之頭取を可被仰付
哉之儀、一昨年ノ御内意御座候ニ付、右ハ中々一通ニ而ハ難
相勤、八丈反物斗ニ而も往々如何可相成哉、大失墜物と相察
候ニ付程能御断申上させ、別而一昨年ノ御一件御吟味中之御
儀故何分御断を申上罷在候处、前書之通伊豆国附島々産物頭
取、松沢氏と申合候而御差支無之様可相勤旨被仰付候上ハ難
有御儀ニハ御座候へ共何共異脚¹²千¹³万此御事御座候、勿論
先操問屋ノ上納被致候得ハ何卒格別之金高ニ相成不申様是而
已希候儀ニ御座候

前書金子取替、利金等無之、皆々御奉公筋ニ有之、其上御役

人様方諸方相勤、扱又、日勤之御入用旁込、(中略)御公儀勤勞扱々心痛成ものニ御座候、然共今更致方も無御座、随分入念実意を以御用向御大切ニ滞無御座様相勤候様ニ御座候、右の書状にも、この頭取の「第一之奉公」は会所運営のために立替金をすることであり、今年から八丈反物の代金も立替えることになるので多額の立替資金が必要となろうと記しているなど、三井家側ではこの会所頭取の主なつとめは、落札代金の立替にあることを見抜いている。また、このことが三井家に頭取就任を渋らせた理由でもあった。三井家の頭取就任への消極的姿勢は、右の書状に「右ハ中々一通ニ而ハ難相勤」、「大失墜物と相察候ニ付程能御断申上させ」、「何共〳〵異却(困惑のこと) 千万此御事御座候」、「公儀勤勞扱々心痛成もの」などであることから十分うかがえよう。この消極性は、三井家という大商人の保守性から出てくるものと考えられるとともに、幕府御用請負によって生ずる種々の負担を避けようとすることから出てくるものと考えられよう。

寛政九年六月、松沢氏に加えて会所頭取に就任した越後屋八郎右衛門は、松沢氏と同様、二人扶持を給せられ、その後文化元年五月には「勤中苗字御免」となり、文化十年九月十六日には、頭取を数年勤めた功により勘定所御用達となつて、従来の京都町奉行支配から勘定奉行支配となつた。この時、松沢孫八の子宗次郎も三井氏と共に勘定所御用達となつている。松沢氏

はすでに天明八年勘定所御用達に任命されているが、それは下勘定所御用達であり、この文化十年に任命されたのは、三井氏・松沢氏とも上勘定所の御用達であった。この上勘定所御用達の性格については明きらかでないが、寛政改革に際して任命された下勘定所御用達が、米価調節を中心とする物価調節に活躍するなど、幕府の経済政策実施に関して実的な活動をしたのに対して、この上勘定所御用達はそのような活動をした形跡はない。

三井家では、この勘定所御用達拜命に關して「追々結構被仰付難有御儀ニハ候得共、御勘定所同心衆、御中之口番衆江年々附届金入用并御老若様方御始諸役人方江年頭・暑寒御伺状并五節句等相勤候ニ付而者、諸失墜も多く相成、御手当金百両斗ニ相成候而者入札難相調候ニ付、御会所日勤定供も相止メ、成丈御入用不相掛候様厚心配仕候得共、此上減方も無之心痛千万奉存候」と記して、役人への附届などの入用が一層かさむことを案じている。しかし、ここでは天明八年任命の勘定所御用達が米価調節のために幕府に出金したことについては触れず、出金についても全く心配していない。その後も、三井家が勘定所御用達として活動した形跡は見当らない。このことから、この上勘定所御用達任命は、単に格式だけのことであつて、島方会所頭取勤続の褒賞として、勘定所御用達の名儀を与えたものと解される。しかも、三井家では右の文中からもうかがえるよう

に褒賞・名譽とは考えず、「誠勿躰無御事二者候得共、実二難有迷惑御同前」⁽⁶⁾と記している。

なお、この勘定所御用達について、幕府は「是迄通会所頭取可相勤」と命じ、会所頭取の業務は何ら変更のないことを明きらかにしている。

次に島方会所の組織について若干述べておく。

会所に關係する幕府の役人として、「八丈吏記」には御勘定組頭・支配勘定・御普請役の三者が上げられている。また寛政八年四月の三河口太忠役所より島々への「申渡」には「産物交易之時、我等并御勘定其外手附之者会所江相越」とあり、代官・勘定・代官手附が交易時に立会うこととされている。三井家の記録には、産物代金上納、産物荷揚品取扱などには、代官手附・手代が出役するとある。このように会所には、会所を監督する勘定所から勘定組頭、支配勘定、普請役、伊豆代官から代官、代官手附・手代が出役していた。

天保九年、三井八郎右衛門名前が新町家第六代三井高満から北家第八代三井高福に譲替された際、その御礼のために八郎右衛門高福が江戸へ下向して挨拶した人々のうち、会所關係者と考えられる幕府役人は次の八名であった。

嶋々御掛り勘定組頭 村井栄之進

嶋々御掛り勘定 長谷部喜右衛門・和田忠次郎・

河久保忠八郎

嶋々支配代官 羽倉外記

島方会所定出役 今西久太夫・渡辺清太郎・小林好太郎

会所の諸業務を統轄していたのは、当然、頭取兩名であった。

三井文庫所蔵の島方会所關係の記録によれば、松沢孫八は寛政八年の頭取就任後、孫八自身が会所に日勤し、孫八が出勤できぬ場合は子の宗次郎が出勤していた。三井家では、頭取である八郎右衛門は京住居が幕府から認められており、江戸店支配人が頭取名代をつとめていた。寛政九年の八郎右衛門の頭取就任時には、江戸本店の伊東利助・小林和十郎・渡辺文五郎の三名が八郎右衛門名代として頭取の業務を行なっていた。その後、享和四年には、小林和十郎・加納庄兵衛の兩名が頭取名代として上げられており、以後、幕末まで三井家では頭取名代は二名であった。

次に頭取家の奉公人で会所に出勤した者には、三井家の頭取名代を除いて、頭取代（または頭取下代）があった、これは頭取家の奉公人のうち二名程度づつで、寛政八年、松沢氏の頭取就任時は松沢家奉公人より二名が下役として出勤していた。三井家では寛政九年の頭取拜命時は、加納庄兵衛・和田七右衛門の兩名を下役とした。

頭取は、会所の取締りを行ない、会所における金銀出納を取扱い、頭取下代は、会所勘定場に出勤し、頭取の監督下で会所の經理を担当し、産物代金の請取などを行なっていた。なお、

文化五年、頭取下代は勘定場世話役と改称している。

頭取家の奉公人ではなく、会所に勤務していた者は番人や雑用を行う者など多くあったが、その中で主要な者は、会所世話役であった。

世話役は文化五年に物書世話役と改称され、世話役肝煎の監督を受けたが、彼らは金銀出納を除く会所の諸業務を担当していた。⁴⁸⁾

三井文庫所蔵「島方会所定書」⁴⁹⁾の中の嘉永二年四月の「覚」には、「会所世話役之儀、起立より産物取扱其役ニ而御結合引後泊番いたし」とあり、また「会所世話役共義者産物取扱方其役ニ付、撰方立合、目方掛改等入念候得者不及申、惣而御納屋向取締方相心得候管」とある。このことから、会所世話役は、島産物扱い、島方への諸品取扱いを仕事とし、納屋、すなわち産物倉庫の管理をし、泊番など会所の管理を行っていたことが知られる。この会所世話役としては文化元年正月には清蔵・勘七・久兵衛・庄次郎の四名がいた。庄次郎は、島宿の伊勢屋庄次郎であろう。

会所の業務の分掌については、先述の如く勘定場世話役、物書世話役があり、世話役肝煎が両者を統轄していた。「島方会所定書」の天保三年三月の「申渡」には、世話役の者の肩書に「勘定場」、「書物所（または書物方）」、「御捌所」とあり、世話役の業務の分担が記されている。勘定場は会所の金銀の出納を

取扱い、書物所は島産物、島方購入品の取扱い、御捌所は会所が買い上げた島産物の販売を行っていたものと考えられる。

なお、「島方会所定書」の嘉永二年四月の「覚」には、「書物方と唱候義者其意を失ひ不宜候間、已後字産物方と唱候様申へく候事」とあり、書物方が産物方と改称されている。また、天保九年の三井家の島方諸入用の帳面には、「本町御捌所」「御会所御捌所」「神田柳原御新置場」とあり、御捌所が鉄砲洲十軒町の会所と、本町にあったこと、および神田柳原に薪置場があったことが知られる。

五

島方会所の取引方法運営については、従来の研究でもほとんど明きらかにされていない。ここでは三井文庫蔵「島方会所定書」などによって、会所の取引方法、運営について若干の考察を加えよう。⁵⁰⁾

会所は毎年正月九日より始まり、頭取・世話役ら会所への出勤者は朝四ツ時（午前十時ごろ）から夕七ツ時（午後四時ごろ）まで会所に詰めることになっていた。

島々からの廻船が江戸に到着すると、島方の者はすべて島宿の伊勢屋庄次郎方へ入り、船頭は荷の送状をもって庄次郎と共に会所へ出役している役人に到着を届け出た。

荷のうち薪・直竹は神田柳原町の薪置場へ荷揚し、他の荷は船下によつて会所に荷揚した。会所に荷揚された島産物は会所の世話役と船方の者が荷と送状とを引き合わせ、送状に洩れていく品がないかを取り調べた。

荷の調査がすむと直ちに町々に入札の触を行なつた。入札は問屋・仲買などの差別は一切行なわない原則であつたが、会所設立以来入札している問屋などの仲間にはそれぞれの仲間行事へ町触とは別に会所より触状をまわした。

開札は、入札の翌日行なわれ、入札人、島方の者すべての前で発表され、落札人は原則として代金と引換えて品物を引き取ることになつていた。落札代金の上限は十日と定められ、その間に代金を支払い品を受け取るのであるが、多くの落札人はその十日のうちに内金を会所に納め、残金は後日納入していたようである。多くの場合、落札後二、三十日、中には二、三ヶ月後になつて上納し終わるものもあつた。このように会所に落札代金がすべて納入されるまで待つていたのでは島方の者はいつ帰島できるかわからないので、会所では落札値段がわかると、頭取がその代金を立替え、島方の者が長期間江戸に逗留して費用がかさむことがないようにした。また、買受人が無かつたり、落札値段が特に安い場合は、他の品物の落札値段を勧案して値段を定め、会所が代金を立替えてそれらの品を引き取つた。その会所引き取りの品々は引き取り値段に幾分の割増をし

て捌値段を定め、捌所で販売した。

島の産物のうち、干魚・鯉節と八丈反物については特別な取扱いがなされていた。

島方会所設立以前、島方と密接な関係を持つていた江戸の干魚鯉節売捌問屋たちは、会所設立によつて大きな打撃をうけ、宮本又次氏の研究に詳述されているように、数回にわたり三河口太忠役所へ歎願書を出している。その結果、売捌高の五分を従来の問屋で買請ける権利を認められ、さらに干魚や鯉節が会所に荷揚された際の撰方をする手当として、従来の口銭の半分を会所より受け取ることになつていた。また、干魚については正月から三月、九月から十二月は十日、四月、五月は七日、六月から八月の間は三日、鯉節は正月から三月までは十五日、四月から八月までは十日、九月から十二月までは会所が見斗いで定めた日数の間に落札人が品を引き取ることとされ、その引き取りの期限を過ぎたものは、干魚鯉節売捌問屋の行事が引き取つて、代金を納入することになつていた。さらに、干魚類については、問屋仲間が落札した場合の代金納入の銭相場は問屋行事が会所へ書き出した河岸相場によることになつていた。この河岸相場は如何なるものか判然としないが、干魚類を問屋仲間外の素人が落札した場合の銭相場は両替時相場、すなわち一般に使用される両替屋の相場によることとされていたのに対して、干魚鯉節問屋仲間だけが特別に仲間で書き上げた銭相場を用い

ていたというところからみて、問屋側に有利な銭相場であったのだろう。

八丈反物については、八丈島の御用船が江戸に到着すると直ちに幕府へ年貢として上納される「御用反物」が別にされ、その残りの「売反物」のうち一部が「除ケ反物」として会所頭取にまわされ、残りの反物が一般の入札に付されることになっていた。

島方の諸生活物資の買入は、島方の買入れ希望を会所出役の幕府役人が吟味し、島にとって不必要と考えられるものは購入品から除かれた。買入れと決まった品々は、会所がこれを購入したが、穀物や金額の高いものは指定の穀物屋などから見積書を出させ、値段を吟味して購入している。見積値段が以前の値段や、当時の相場と比較して不適當であると判断された場合は他の穀物屋などに入札触をし、入札の上で値段を決定した。また見積値段が不適當な指定業者は、場合によっては指定を取り消されることもあった。

島方の者は、産物を荷揚し、入札によって売捌かれ、会所より穀物などの島方買入れ物品を受け取ると直ちに出帆することになっていた。「島方会所定書」によれば、大島・利島は売捌当日より五日以内、新島・神津島・三宅島は七日以内、御蔵島は十五日以内に出帆する定めであった。八丈島は御用船であることにより、とくに日限は定められていなかった。

島の産物を入札によって売り捌いた代金、会所で引き取った品々の立替代金、会所が支払った島方購入物品の代金は、月番の頭取の監督下、会所の勘定場で処理された。

寛政八年四月の三河口太忠役所の「申渡⁵³」では、産物売捌代金から島方買入物品の代金を差し引いて、仕切残金がある場合は、正金で島方に渡されることになっていて、寛政十年正月の三河口太忠役所の「申渡⁵⁴」には、御蔵島については「黄楊木代金を以、米穀其外買入候残金之内、船修覆料等見込、金三百兩を除金いたし、其金ハ貸付利倍いたし、元金五百兩ニも相成候ハ、貸付ニ致候積り」とあり、仕切残金は全額会所預りとなり、利倍貸付へまわされている。これに対して御蔵島は、飢饉の際、近くの島から米穀を買入れる資金が無いから、残金は島方へ渡すようにしてほしいとしばしば求めているが、幕府はこれを許可しなかった。⁵⁵

また、寛政十年正月の「申渡」では、新島若郷村は永六貫百四十四文余、神津島は永三貫十三文余、利島は永二貫二十八文余、三宅島五丁村は永四貫七百十七文余を、寛政九年から二十ヶ年間、年々会所で産物売捌代金より取り立てて、積金とし、貸付利倍にまわさせていることがわかる。さらに新島若郷村以下の島々の産物売捌代金一両につき銀五分ずつを寛政九年より十ヶ年間、会所に積立てさせ、これも貸付利倍させている。このほか八丈島の高橋長左衛門の倅政次郎から金二百兩が会所に

預けられ、右同様に貸付利倍されている。これらは、島方の困窮に備えて会所が強制的に積金させて利殖する制度であった。貸付は会所頭取が行なうことであるが、島々の積金は貧しい島民が少しずつ積み立てたものであり、万一貸付金が回収できなくなつては島方が困ることになるであろうと、会所頭取方でも武家などへの貸付けを避け、利息は少なくとも、元金回収の確実な者へ貸付けることにしていた。

その後文化八年に幕府は金二千五百両を会所に与えている。幕府は、幕府にとつて重要な機関の一つである銀座が困窮しても援助金を与えることをしていない。それにもかかわらず、銀座ほど重要とも考えていなかったであろう島方会所に多額の援助を与えていることは、島方救済機関としての会所の意義を十分認めていたことを示していると言えよう。

三井家の「島方勘定之調」によると、文化十二年には、会所出役の嶋掛り勘定から、近年会所預りの島々の積金が増えてきたので、頭取方が預かつて利倍するようにと命ぜられている。頭取方は、一たんこれを断わっているが、結局実施され、この年、金千三百二十二兩二分余が頭取三井家、松沢氏に半分ずつ預けられた。この預り金について、年三分の真加金を幕府に上納し、年七分は預りの利金として会所に上納することになつてきた。この七分の利金は、「小前之もの共骨折少々宛積立金故、年七分之利足三而預り候様被仰付候」とされ、島方救済の手段

として一般より高利を幕府が定めたものであった。

さて、この真加金は、産物売捌代金に対して賦課されたものではなく、頭取による会所積金の貸付利倍に対して賦課されたものであり、幕府が会所頭取から真加金を上納させたことをとらえて、会所の目的が島方救済から運上・真加を目的とする営利に転換したと判断することはできないが、幕府にとつては、島方救済と、頭取の貸付利倍に対する真加金賦課という一石二鳥の策であつたろう。

島産物の仕切残金の会所預りのほかに、会所は産物売捌代金から販売手数料としての口銭を徴収していた。この割合は寛政九年には八丈反物の場合、一反について落札値段の四分(四%)であつた。その後、安政二年、八丈島の高村三右衛門が出府して、会所で写し取つた八丈島産物の「口銭諸懸り定法」によれば口銭五分、運賃五分、積金一分五厘、経下二分、合せて一割三分五厘であつた。

寛政九年の八丈反物の口銭四分は、二分が会所の諸入用と産物代金の会所立替準備金、島方救済準備のための積金にまわされ、残り二分は会所頭取両氏に一分ずつ配分された。頭取に口銭を配分したのは、会所設立後数年間、立替準備金など会所の経費を頭取方が出金していたことに対する手当金として支給したものであつた。寛政・享和期に三井家が受け取つた口銭は年間、銀十二貫目程度であつた。三井家の受取分は口銭の四分の

伊豆七島嶋方会所について

一であるから、口銭の総額は銀四十八貫目（金にして八百兩）程度であつたろう。

口銭は、会所設立八年後の享和三年、会所の備金も出来てきたのでこの上頭取方が会所に出勤することもないであろうという理由で頭取方への配分をやめ、口銭はすべて会所備金へまわされ、頭取には手当金として、年に金百兩ずつを会所より支給し、その金で会所へ出勤している頭取家奉公人の給金などを賄うように改められている。また、今後、頭取方が会所に差出金する時は、金千五百兩までは年一割の利金を与え、金千五百兩以上の分は無利息と定めている。しかし、先述の如く文化八年三月に至り幕府は浅草御蔵銭の内、鑢銭一万七千二百五十貫文（当時、金一兩＝鑢六貫九百文替であったから金にして二千五百兩分）を会所へ援助し、そのうち五百兩分は会所積金、二千兩分は両頭取家の会所差出金二千兩の精算にまわされて、この後、頭取方へ会所差出金利金は支払われることはなくなり、年々金百兩ずつの手当金だけが会所頭取両氏の収入となった。

頭取手当金は、文政十二年から金二十兩ずつ増額され、年々金百二十兩ずつとなったが、そのほとんどは会所出勤の自家奉公人の給金などに支出されていた。

天保七年から弘化四年までの三井家の「島方勘定調」によれば、請方（歳入）は年々手当金百二十兩（銀にして七貫二百匁）で、払方（歳出）には、名代二名の役料、下役三名（天保十三

「島方勘定調」による手当金の収支

	請 方	払 方	過 不 足 額
天保7年	銀7貫200匁	銀8貫375匁3分	銀1貫175匁3分 不足
8年	7.200	7.947.3	0.747.3 不足
9年	7.200	7.394.4	0.194.4 不足
10年	7.200	7.758.5	0.558.5 不足
11年	7.200	6.970.8	0.229.2 積
12年	7.200	7.038.0	0.162.0 積
13年	7.200	6.928.2	0.271.8 積
14年	7.200	6.879.2	0.320.8 積
弘化元年	7.200	6.986.0	0.214.0 積
2年	7.200	7.143.0	0.057.0 積
3年	7.200	7.161.6	0.038.4 積
4年	7.200	7.085.0	0.115.0 積

年のみ四名）の勤仕料、勤仕の者の飯料、名代兩名の弁当料、兩具・提灯などの諸道具代、供の者の雇賃・茶代、老中・若年寄への年頭暑寒伺状の筆墨付代・状箱代、勘定所同心衆・中川口番衆その他役人への諸進物代が上げられている。表は天保七年から弘化四年までの手当金の収支である。これによれば、この十二年間の収支は、「不足」が四年間で銀二貫六百七十五匁

五分、「積」が八年間で銀一貫四百八匁二分となり、天保七年から十年までの赤字分はその後八年間の黒字によっても解消できず、銀一貫二百六十七匁三分の赤字分が残されている。これは年々の經常収支であつて、この他に八郎右衛門名前の譲替などの度毎に諸入用があつた。

天保九年、八郎右衛門名前が新町家第六代三井高満より北家第八代三井高福に譲替され、その御礼に高福が出府した時、役人と会所の者への土産代などの諸入用は、金二十四兩三分、銀十三匁五分（銀にして約一貫四百九十八匁五分）であつた。

このように手当金だけでは頭取家の利益はほとんどなかつたが、頭取は会所へ荷揚された八丈反物のうち約三十%の地生縞がらのよい上質反物を「頭取引受之分」として入札に付さず、購入希望者と相対取引で販売する特権を持っていた。

呉服店経営を行なう三井家としては、この特権によつて手当金の過不足額の多少など問題にならぬほどの利益を上げていたと思はれる。

六

島会所は、島問屋や島方の反対を抑えて設立され、島方との交易を独占したが、島民の中には幕府の取締りをくぐつて会所を通さずに直売買するものがあつた。寛政十一年七月、文政二

年十月、天保二年四月の三回にわたり幕府は会所外での島方産物交易禁止を島民や浦々に出しているが、このことは島民や浦々の者へこの禁令が徹底しなかつたことを示すとともに、会所の交易独占に対する島民などの不満の表われであつたとも言えよう。

会所に対する不満は、江戸の商人側にもあつた。寛政十年六月、同月三日の八丈反物の落札値段が以前の落札値段より低かつたことから、会所出役の役人衆が入札した呉服屋一同に島方救済のため、落札値段に何歩かの「直増」を命じた。これに対して呉服屋一同は翌日、精一杯の値をつけて入札しているのであるから、直増には応じられないと回答した事件がおこつていゝ。この事件の結末がどうなつたかは不明であるが、事件の背景には、寛政改革以来の商業資本に対する幕府の統制策への商人側の反発があり、呉服屋の利潤計算をもとにする入札値段を幕府が一方的に引き上げさせようとするなどの幕府の会所運営に対する島産物取扱商人の批判があつたのである。なおこの直増拒否の中心人物は田原屋庄左衛門手代と越後屋手代幸三郎であつたが、このことは、島産物の価格を引き上げることによつて島方の救済を行なおうとした幕府の意図が、会所頭取である越後屋内でさえも不徹底であつたことを示すものである。

会所に対する批判は、その後、会所頭取である三井家や、島産物取扱商人の有力者である白木屋に対する批判となつて表わ

れている。これについては、伊藤好一氏が詳述されているが、「島会所濫觴」で批判している点について要点だけ記しておく。

(一)、島民の願いに對して、会所は幕府の威光をもって抑えてしまい、島民の意志が会所運営に反映されない。

(二)、近年、八丈反物の落札値段が下落しているのは、縮緬の流行によって需要が低下していることにもよるが、会所頭取方が、会所に荷揚される八丈反物のうち約三十%、それも地生縮がらのよい上反物ばかりを「除ケ反物」として独占し、残り七十%の中以下の反物を入札に付していることが落札値段下落の大きな原因である。

(三)、八丈反物の落札値段の下落のもう一つの理由は、三井家や白木屋彦太郎が、八丈島の有力者である山下惣十郎・高橋与野右衛門・奥山大和などに前金を渡して、極上反物を注文して仕入れるので、中以下の反物ばかりが江戸で取引きされ、さらに島方の者が帰島を急ぐのを見こして、買ひ叩いていることによる。

以上の様に、「島会所濫觴」の中で江戸の商人たちは三井家・白木屋が上質反物を独占していることを述べ、会所運営の不合理性を批判し、改善を強く主張している。しかし、これによって会所運営が改善された形跡はない。

島方会所設立時は、問屋仲買などの差別は一切なく、素人で

も入札できることになっていたが、後には特定の間屋仲買だけに入札が限られていた。「諸問屋再興調」には、「鉄炮洲が島方会所御扱ものの儀、御勘定御奉行衆より御達有之、先前町触仕候文言は其品取扱候問屋仲買取極居候はゞ、其筋の者罷出入札可致旨の但書差加相触申候処、去る丑年諸問屋組合御停止後右但書相除申候、然る処此度問屋組合被仰付、今般御調の上再興相成候分は都て素人直売買不相成候間、前々の如く可相心得旨、去亥十二月御触渡御座候」とあり、天保の株仲間解散の対象になる問屋仲買が存在したことが知られる。このように問屋仲買など特定の者だけが入札するようになった時期は不明であるが、宮本又次氏が紹介されている天保十一年の大島撰方株式の譲渡証文には「年来所持之株式」との文言があり、以前から入札が株仲間限定されていたことを明らかにしている。

島方会所は、幕府の専売機関であり、幕府滅亡とともに廃止された。明治新政府は、大島屋次郎右衛門・大島屋栄蔵を島産物売捌人とし、八丈反物や薪炭の取扱いをさせていたが、明治二年十一月、旧会所頭取三井家に対して伊豆七島の産物御用の一手取扱いを命じた。

島産物御用取扱いについて三井家から、その取扱いの見込が書き上げられている。その上書によれば、島産物取扱いの仕法は旧島方会所の仕法とほぼ同様である。左に上書の要点を上げておく。

(一)、島産物は会所で世話役・撰方人・荷主惣代・船頭・名主が立会い、荷物の大小、新古の位付け、貫目掛改を行ない、入札によって値段を定める。

(二)、落札値段が低く荷主方が不服である時は何度でも再入札を行ない、それでも相場以下であれば、荷は会所が引き取り、会所が歩増して島方へ仕切金を渡す。会所へ引き取った荷は捌所で販売する。入札については「商社」へも触れを行なう。

(三)、金銀出納のうち、島方仕切金などの定式分は三井家の「手限り」で行ない、島方の拝借金願は政府の指示を受ける。

(四)、産物売捌代金の内から冥加金・口銭を徴収する。冥加金は年に金千八、九百両程で、一年毎にまとめて政府に上納する。

口銭は諸産物撰方行事へ渡す歩金を除き、残りの約七十%は会所出勤者への給与、会所の経費にあて、約三十%は積金とし、適当な額になったら上納する。

(五)、産物取扱い、金銀出納が繁雑のようであるが、これは島民が安心して「山海業事」に励み、産物を盛んに出荷するようにするため、これは政府にとっても「御益筋」である。

(六)、旧島方会所が産物取扱いに適当な場所であるので、旧会所の見張所を拝借したい。

この上書に記されている島産物取扱いの仕法のうち、産物売捌代金から冥加金・口銭を上納することは江戸時代には行なわれていないが、その他は旧会所の仕法とほぼ同様である。この

上書に対して政府は、口銭の「溜り金」は年二回、益・暮に通商司に上納すること、会所の金銀出納勘定書を毎月官員に提出することなどの条件をつけて三井家が書き上げた仕法を認め、同年十二月、旧会所の世話役を改めて召抱え、産物取扱いを開始している。

このように、幕府によって設立された島方会所が大きな仕法の変更もなく明治新政府に引き継がれていることは、明治新政府が旧幕府の制度をむやみに改めずに受け継いだことを示すものである。

三井家が、この島産物取扱方を一手に命ぜられたのは、明治初年の東征軍費としての会計基金三百万両への大口の協力など、明治新政府の財政に重要な貢献をしたことによるものと考えられる。明治二年十一月に伊豆七島産物御用取扱を命ぜられる以前にも、新政府より、金穀出納所御用・会計事務局官金為替方御用・外国人貿易商社取締役頭取・東京会計官為替方頭取・東京通商司貿易商社頭取・為替会社総頭取などを命ぜられており、新政府と三井家は密接な関係を持っていたのである。

しかし、この三井家の伊豆七島産物取扱御用は長くは行なわれていない。明治十四年三月には近藤孝行らによって「芝区伊豆七島物産会社」が開業され、大島・八丈島に支店を置いて諸島物産売買を行ない、物産蕃殖のための資金貸与が行なわれており、これ以前に三井家は伊豆七島物産取扱を中止しているこ

とが知られる。

七

江戸時代後半期、幕府は銅座・鉄座・真鍮座・朱座・人參座・竜腦座・明鑿会所・石灰会所・八丈島荷物会所などの専売機關を設立し、それぞれを産物を独占的に販売させた。また、多くの藩において、藩財政再建を目的とする産物会所などの専売機關設立がなされ、領内で生産された特産物¹¹國産を独占的に販売した。

本稿で述べてきた伊豆七島嶋方会所は、寛政八年、幕府が伊豆諸島々民の困窮を救済する目的で設立した専売機關であったが、それは、島問屋による島産物の独占¹²利益の独占を排除しようとするもので、津田秀夫氏が「江戸時代の三大改革」で述べられているように、問屋仲買などの商業資本の利益独占を制限し、商品經濟の發展を幕府が支配統制しようとした寛政改革期の經濟政策のあらわれでもあった。

しかし、寛政期の重点政策である物価政策との関連は島方会所からは見出せない。会所設立の目的は「困窮為御救、産物直段引上ケ候様との御趣意」とあり、島産物直段の引き上げによって島民の収入を増加させ、島方の困窮を救済することが会所の目的であった。先述の寛政十年六月の八丈反物直増もこの目

的にそつたものであった。すなわち会所設立は、当時の幕府の物価政策である米価の安定、諸物価引下げとは相反する政策であった。このことは会所設立の目的が島方救済にあったことを如実に物語るものでもある。

幕府の専売政策については従来、運上・冥加徴収を目的としたと述べられてきたが、島方会所の如く救恤を目的とするものもあり、他の専売機關についても、幕府の流通政策、商業統制策との関連を十分考慮して考察すべきであろう。

なお、島方会所の設立は先述の如く救恤政策であったが、反面、島民を拘束するものであり、その運営は「島会所濫觴」に述べられているように、一部の商人の利潤追求などによって徐々に島民の救恤から離れていった面があったことも認めねばならないだろう。

最後に、三井家にとって島方会所頭取に就任したことは、頭取であることよつて諸入用がかさむなどの損失もあったが、八丈反物仕入れにおける有利さなどを考えると、会所頭取就任は三井家に多大の利益をもたらしたと考えられる。このことは、頭取就任に消極的であった三井家が、明治維新後、会所を一手に引き受けたことからもうかがえるのである。

註

(1) 經濟史研究十八一五(昭和十二年)

- (2) 経済史研究三十二―六(昭和十四年)
- (3) 「江戸地廻り経済の展開」一九六―二〇六頁
- (4) 「伊豆諸島の産物」(日本産業史大系4、関東地方編所収)
- (5) 「日本庶民史料集成」I所収
- (6) 「改訂史籍集覽」第十七所収
- (7) 「御当家令条」二四四号
- (8) このことは、享保の改革の産業開発策の一つであり、伊豆諸島に限ったことではない。
- (9) 宮本文次「伊豆七島嶋会所」
- (10) 伊藤好一前掲書一九六―一九八頁参照
- (11) 「八丈島小島青ヶ島年代記」
- (12) 「八丈夷記」第一卷四九五頁
- (13) 「御府内備考」卷之十四、浅草之二(大日本地誌大系第一卷二七一頁)
- (14) 伊藤好一前掲書一九八―一九九頁参照
- (15) 小川国治「近世輸出海産物(俵物)独占集荷機構の崩壊過程」(歴史学研究三八〇号)
- (16) 伊藤好一前掲書一九八―一九九頁
- (17) 辻善之助「田沼時代」二五三頁
- (18) 「嶋方来状并勘定刺」(三井文庫蔵三井家記録文書、別五四二)
- (19) 宮本文次「再び伊豆七島嶋会所に就きて」
- (20) 「八丈夷記」第一卷四六〇―四六四頁
- (21) 「御触書天保集成」六二八九号
- (22) 「八丈夷記」

- (23) 「伊豆七島嶋会所」
- (24) 伊藤好一前掲書二〇〇―二〇三頁参照
- (25) 「伊豆七島嶋会所」
- (26) 伊藤好一前掲書二〇三頁
- (27) 同右書一九九―二〇〇頁
- (28) 「日本歴史」一一八・一二九号
- (29) 「嶋方諸用記」(三井家記録文書、本一〇二〇)、
勘定刺」(三井家記録文書、別五四二)
- (30) 拙稿「江戸幕府大坂御為替について」(日本歴史二八三号)
- (31) (32)(33) 「嶋方来状并勘定刺」
- (34) 一件吟味とは、三井同族中の内紛が紀州藩松坂役所への訴訟に発展し、さらに幕府による吟味までなったものである。原因は、安永三年十月、それまで三井家の全事業を三井同族十一家の一致で経営してきたのを改め、同族に事業持分を定めたことにある。のち同族中の三井高業らは再び事業経営の同族一致を計ったが、同族の一員で、幕府の御為替人であった三井三郎助高年がこれに反対し、ついに同族が高年を松坂役所に訴え、寛政六年十二月には、高年が御為替人であったことから幕府勘定所の吟味に移され、吟味の結果、寛政八年十二月二十七日、高業は重追放、以下八郎兵衛高弥、八郎右衛門高祐ら同族十一名が押込に処せられた。
- (35) 「六月廿三日御勘定御奉行所江差上候御請書之写」(三井家記録文書、続二六六七―三)
- (36) 「永聴記」(三井家記録文書、本一五二)
- (37) 「嶋方諸用記」(註(29)参照)

伊豆七島嶋方会所について

- (38) 竹内誠前掲論文(日本歴史二二八号)
- (39) 「武鑑」によればこの当時、尾州白鳥住居中村七兵衛も上勘定所御用達であった。
- (40) 竹内誠「寛政改革と勘定所御用達再論」(昭和四十六年度徳川林政史研究所「研究紀要」) 参照
- (41)(42) 「嶋方来状并勘定刺」
- (43) 「嶋方諸用記」
- (44) 「八丈実記」
- (45)(46)(47) 「嶋方来状并勘定刺」
- (48) 「再び伊豆七島嶋方会所に就きて」
- (49) 三井家記録文書、追一二六〇
- (50) 「嶋方来状并勘定刺」
- (51) 本節の史料はとくに断わらない限り「島方会所定書」である。
- (52) 「嶋方来状并勘定刺」
- (53) 「伊豆七島嶋方会所」
- (54) 「八丈実記」
- (55) 「嶋方来状并勘定刺」
- (56) 伊藤好一前掲書二〇五～二〇六頁
- (57) 三井家記録文書、本一六七三―五
- (58) 田谷博吉「近世銀座の研究」参照
- (59) 「嶋方来状并勘定刺」
- (60) 「八丈実記」
- (61)(62)(63) 「嶋方来状并勘定刺」
- (64) 「嶋方勘定之調」(註(57)参照)
- (65) 「永聴記」・「嶋方来状并勘定刺」
- (66) 三井家記録文書、本二二〇―二二五
- (67) 「嶋方来状并勘定刺」
- (68) 「島会所濫觴」・「島方会所定書」、(伊藤好一氏は頭取引受分を十%とされているが、「島会所濫觴」には三十%とある)
- (69) 「牧民金鑑」下四五頁、「御触書天保集成」六二九六号、「牧民金鑑」下四五九頁
- (70) 「嶋方来状并勘定刺」
- (71) 「日本財政経済史料」経済之部四
- (72) 「伊豆七島嶋方会所」
- (73)(74) 「上」(三井家記録文書、本一七三―二〇)
- (75) この史料には、会所設立以来、産物売捌代金の内から冥加金を上納していたとあるが、江戸時代、産物売捌代金より冥加金を上納したことを示す史料は見当らない。
- (76) 「上」
- (77) 「申渡書」(三井家記録文書、本一七三―二一)
- (78) 加藤幸三郎「政商資本の形成」(楳西光速編「日本経済史大系」5、近代上所収)一一七―一八頁
- (79) 安岡重明「財閥形成史の研究」二四二頁、加藤幸三郎前掲論文一三三頁、「三井銀行五十年史」附録
- (80) 宮本又次「伊豆七島物産会社と穀問屋議定書」(経済史研究二十四一―三)
- (81) 「江戸時代の三大改革」四四頁

追記

本稿で、寛政改革期の幕府の政策と島方会所設立の関連等について述べたが、筆者の言う寛政改革期とは、松平定信が幕政を担当した寛政前半期、いわゆる寛政改革の時期と、定信の改革政治の延長上にあると考えられる政治、すなわち定信政治の継承者である松平信明らが幕政を掌握していた寛政後半期・享和期を合せて指すものである。

筆者は、松平信明の政治の下にあった寛政八年に、幕府が島方会所を設立し、島問屋の島経済独占支配を打破したことは、松平定信が寛政改革において掲げた「金穀の柄、上に帰し候事」(宇下人言)、すなわち商品流通の実権を幕府の手に取り戻そうとする方向を継承したものと考えている。また、島方会所が島方救済を目的としていることは、松平定信期の備荒の制、人足寄場などの社会政策を受け継いだものと考えている。右の考えから、享和期までも、あえて「寛政改革期」と表現したのである。

(なお勘定所御用達に関して、竹内誠先生より御教示を得た。記して謝意を表す次第である。)